発 公 第 42 号 令和3年10月19日

公益社団法人全国公民館連合会 正会員各位

> 公益社団法人全国公民館連合会 会 長 中 西 彰 (押印省略)

「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」 の改訂について(お知らせ)

平素より公民館活動振興にご協力をいただき感謝いたします。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ対応について、それぞれの公民館におけるご協力の結果、大きな感染源となることを回避できています。また、第5波とされる本年8月の感染急拡大も急激な減少により現時点では落ち着いています。

公民館は「自助・共助・公助」の基礎的関係性を築く拠点となります。<u>社会的なインフラとして必要不可欠なものであり、そこで行われる多種多様な活動は地域社会の健全な維持に欠かすことができない活動となります</u>。前回の改訂時には、一定程度の感染抑制が確認できていたことから感染減少期の緩和対応をガイドラインに記載しました。その後、変異株(デルタ株等)の感染の増加が確認され、政府では危機感を強めています。変異株の驚異については報道等でご覧のとおり、感染力が従来のものより強くなっています。

つきましては、政府の要請と情報提供に基づき、変異株ウイルスの感染拡大リスク及び第6波以降の対応のために、本日付で別添「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」の改訂をしました。引き続き、感染拡大抑止を図るためにお力添えをお願いいたします。

この困難を乗り越えるために、連合会の長として、地域社会で活躍するみなさまが安心して活動できる日を目指して尽力してまいります。

終わりに、ガイドラインの公表以降、感染対策にご対応いただいている皆様に感謝を申し上げます。公民館と地域で暮らす人々の「ともしび」を消すことがないように、<u>今後もコロナ禍に立ち向かい、公民館活動の活性化を実現するために、ご協力くださいますようお願いいたします。</u>

【本件について問い合わせ先】

公益社団法人全国公民館連合会 慶野 誠(けいの まこと)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-16-8 飯島ビル 3 階

電話: 03-3501-9666 FAX: 03-3501-3481 メール: keino@kominkan.or.jp

公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日

一部改訂 令和2年5月25日

一部改訂 令和2年10月2日

一部改訂 令和3年10月19日

公益社団法人全国公民館連合会

○昨今の感染状況及び新たなエビデンスを踏まえたガイドラインの改訂について

<u>昨今、変異株(デルタ株等)に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していること及び新たなエビデンス等を踏まえ、令和3年10月19日に本ガイドラインの改訂を行いました。</u>

公民館においては、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底するとともに、社会基盤としての役割 を継続的に果たすため、公民館活動の継続・拡大に向けた参考にしてください。

○イベント開催の規制緩和について

政府では、令和2年9月19日以降の催物開催について、制限の緩和措置に係る目安を提示し、入場者に大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合や、大声での歓声・声援等が想定される場合の収容率や人数上限の緩和条件等について示しています(「11月末までの催物の開催制限等について」(令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡))。

<u>令和2年12月以降に政府から発せられた開催制限の緩和措置等を含めて、</u>公民館における催物の開催にあたって、この緩和措置を適用するためには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される必要があります。

○著しい感染減少期の規制緩和について

令和2年10月2日の改訂に伴い、感染減少期における規制緩和の取り扱いを追記しました。<u>感染が確認されない等、感染リスクが著しく低減</u>している地域においては、後述の「6. <u>著しい</u>感染減少期における規制緩和の取り扱いについて」を参照し、本ガイドラインの内容を読み替えて公民館の活動において活動拡大の参考にしてください。

【用語の整理】

対処方針	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
	<u>(新型コロナウイルス感染症対策本部決定)</u>
提言	新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言
専門家会議	新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
職員等	施設の職員や出入りする民間事業者
来館者	施設に来館する者
参加者	事業に参加する者
三密	以下の3つの密の場面
	①密閉空間(換気が悪く密閉している空間)

	②密集場所(多くの人が密集している場所)	
	③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場面)	
5つの場面	以下の5つの場面	
	①飲酒を伴う懇親会等	
	②大人数や長時間におよぶ飲食	
	③マスクなしでの会話	
	④狭い空間での共同生活	
	⑤居場所の切り替わり	
対人距離	最低1m(できるだけ2mを目安に)が必要。ただし、家族等の日頃から生活を共にす	
	<u>る集団においては、乳幼児等をだっこするなどは例外。</u>	

【個別の注意点】

<u>・政府や都道府県からの要請及び要請を踏まえた市町村の方針を踏まえて、本ガイドラインを運用してください。</u>

・マスクの正しい着用の注意点

- ・十分なマスク着用の効果を得るためには、鼻と口を確実に覆い、隙間ができないようにすることが 重要です。適切なマスクの着用を行ってください。マスクは品質の確かなものを選んでください(で きれば不織布マスク)。
- <u>・マスクを着用している場合であっても、大声は出さないこと、近距離での会話を避けること、会話は</u>短く切り上げること等の対応が望ましい旨を周知してください。

・消毒液の注意点

- ・消毒に使用する薬剤は「アルコール」「次亜塩素酸ナトリウム溶液」を適切に使用してください。
- その他の消毒液については厚生労働省が公開する「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」 を参考にしてください。

アルコール	効果を発揮する濃度に留意してください。
	推奨濃度は(60%~95%)とします。
	日本薬局方(76.9%~81.4%)と米国CDC推奨(60%~9
	5%)の範囲内としています。
次亜塩素酸ナトリウム溶液	残留塩素が皮膚に悪影響を与えないように留意してください。
	使用時は手袋をし、消毒直後に濃い溶液が残留しないように水拭きを
	してください。

【1. はじめに】

本ガイドラインは、感染拡大を抑止することを最優先課題として、政府の「対処方針(R2.5.4版)」を踏まえ、「専門家会議」の「提言(R2.5.4版)」において示されたガイドライン作成の求めに応じ、公民館(自治公民館を含む。以下同様。)における新型コロナウイルス感染防止策として実施すべき基本的

事項を整理したものとして令和2年5月14日に策定しました。

その後、変異株 (デルタ株等) の感染が急速に拡大したことを踏まえ、政府の「対処方針 (R3.8.25 版)」において、業種別ガイドラインの改訂が促されました。そこで、新たなエビデンス等を踏まえ、令和3年10月19日に改訂しました。

公民館を管理する者(以下、「施設管理者」という。)は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示した「感染防止策」等を踏まえ、イベント・講座等の開催に関する様態等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むとともに、社会基盤としての役割を継続的に果たすよう努めてください。

各施設において開館するか否かの判断にあたっては、施設が所在する都道府県知事からの要請及び市町村の方針等を踏まえて適切に対応してください。

また、閉館等、来館者への利用制限を実施する必要が生じた場合には、公民館が地域における住民同士の交流や社会教育の拠点であることを踏まえ、施設に来館しなくても、従来行ってきた講座等を在宅でも受講することができるようオンライン講座等のオンライン上でのコンテンツ公開を推進することや、広く地域住民等に対し地域に関する情報等を提供できるよう公民館だよりのデジタル配信等を行うことなどの工夫により、地域社会の健全な維持に寄与するよう努めてください。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針等の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等 を踏まえ、必要に応じて適宜改訂します。

【2.感染防止のための基本的な考え方】

施設管理者は、施設の規模やイベント・講座等の形態を十分に踏まえ、施設内及びその周辺地域において、「職員等」及び「来館者」への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じてください。

特に「三密」にあたる3つの条件の<u>何れか1つにでも該当する場合</u>では、感染を拡大させるリスクが 高いと考えられることから、これを避けることなど、自己への感染を回避するとともに、他人に感染さ せないように感染防止策を徹底してください。

加えて、感染リスクが高まるとされる「5つの場面」に相当する行動を具体的に点検し、個々の場面 に重点を置いた感染防止策を徹底してください。

【3.リスク評価】

施設管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路である「①接触感染」、「②飛沫感染<u>(エアロゾル</u><u>感染を含む)</u>」のそれぞれについて、「職員等」や「来館者」の動線や接触等を考慮した感染防止策を検討してください。

また、実施事業によっては、「大規模な人数の移動」や「県境をまたいだ移動」が想定されることもあ

ります。そのため、「③集客施設」及び「④地域における感染状況」のリスク評価にも留意してください。

①接触感染のリスク評価

接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定してください。高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど)には特に注意してください。

②飛沫感染(エアロゾル感染を含む)のリスク評価

施設における換気の状況を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で<u>会話または</u>大声などを出す可能性がある場がどこにあるかなどを評価してください。特に換気については、 空気の滞留等により換気が追いつかなくならないよう空気の流れを確認してください。

③集客施設のリスク評価

<u>行列ができるような大規模な来館等が見込まれるかどうか、県境を越えての来館が見込まれるか、</u>対人距離が確保できるほどの来館にとどまるかどうか、これまでの実績等と比較して評価してください。

④地域における感染状況のリスク評価

地域の生活圏において、感染拡大の可能性が認められた場合の対応について検討してください。感 染拡大リスクが強く懸念される場合には、対応を強化する必要が生じると想定されます。

【4.イベント・講座等の実施に際して講じるべき具体的な対策】

① 総論

- ・ 提言に基づく感染拡大防止策を徹底することが重要であり、例えば、人との接触を避け、対人距離を確保することが前提です。<u>また、ウイルスの拡散を防ぐためにマスクを正しく着用することが</u>効果を上げる重要な要素となります。
- ・ 感染防止のための来館者の制限を実施することが必要であり、例えば、以下のような手段が考えられます。
- 来館可能時間、来館可能者数の制限(来館待機列の設置等)
- ・ 施設内各室の着席数の制限(椅子の数を減らして間隔を空ける、互い違いに着席する等)
- 来館数を事前に把握した上での制御(日時指定の予約等)
- 大人数の集団での来館の制限等
- ・ 緊急事態宣言等で特に警戒が必要な場合は、実施した「リスク評価」の結果を踏まえ、施設内外における過密解消、感染防止に向けて必要な対応を取ることとします。例えば、より厳しい来館規制の実施、完全オンライン予約制の導入等を行うことなどです。

- ・ 「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、イベント・講座等は中止または延期とする対応が求められます。第三者に施設を貸し出して行われるイベント・講座等の実施についても、当該イベント・講座等の主催者に対して開催の自粛を促してください。
- ・ 感染防止策及び感染の疑いのある者が発生した場合の速やかな連携が図れるよう、所轄の保健所 との連絡体制を整えてください。
- ・ 高齢者や基礎疾患がある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重 で徹底した対応を検討してください。

② 来館者の安全確保のために実施すること

- ・ 来館者に対する検温を実施するとともに、以下に該当する者の来館制限を実施してください。
 - 平熱+1度以上の熱がある場合
 - 息苦しさ (呼吸困難)・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・ 来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。また、名簿の情報が感染者 の確認等に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知するなど、個人情報を適切 に取り扱ってください。
- ・ <u>正しいマスクの着用について施設内で掲示等を行い周知するとともに、</u>咳エチケット及び<u>会話</u> の抑制を促すことについて徹底してください。
- ・ マスクを着用している場合であっても、「大声は出さない」、「近距離での会話は避ける」、「会話を短く切り上げる」ことを施設内に掲示等を行うことで周知してください。特に大声を出す行為については、個別に注意等を行ってください。
- ・ 石けんと流水による手洗いを徹底し、施設内にアルコール等の手指消毒液を設置する。
- ・ 備品の貸出物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出しを行 わないこととする。
- ・ パンフレット等の配布物は手渡しで配布しない。
- ・ 人が滞留しないよう動線を確保する。
- ・ <u>順番待ちの行列ができる場合には、対人距離を確保した整列を促してください。なお、整列を</u>させる場合には、列にマークを付ける等の工夫を講じてください。
- ・ 混雑が予想される場合には、同時に滞在できる人数等を必要に応じ制限してください。
- ・ 施設内で感染者が確認された場合には、「来館した人」及び「来館を予定している人」への注意 喚起を直ちに行ってください(ホームページ上での感染者確認事実の周知、施設入口への掲示等)。
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ等(厚生労働省のCOCOAや自治体独自の通知アプリ、 **QR** コードを活用したシステムを含む)の利用を推奨し、その旨を事前に来館者等に周知してく ださい。アプリを機能させるため、「電源は切らずBluetoothを有効にする」ことを促し てください。また、各自治体や各施設で個別に導入している通知サービスがある場合は、その登

- ③ 職員等の安全確保のために実施すること
 - ・ 職員等に対して定期的な検温や健康記録を促してください。特に平熱+1度以上の発熱や、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさや、咳・咽頭痛、<u>味覚障害・嗅覚障害</u>などの症状が確認された場合は、自宅待機としてください。そして、必要に応じて保健所等への連絡や医療機関の受診を促し、診断結果等の状況を施設責任者が把握してください。
 - ・ 正しいマスクの着用、咳エチケットの遵守、手洗い・手指の消毒を徹底してください。
 - ・ 施設に滞在する職員等は、施設の管理運営に必要な最小限度の人数とするなど、<u>人員配置を工</u> 夫してください。
 - ・ 職員等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
 - ・ 車両内部でも正しいマスクの常時着用、大声の回避、会話を控えること、換気の徹底、可能な 限り対人距離の確保等を図ってください。
 - ユニフォームや衣服はこまめな洗濯を徹底してください。

以下の囲みは、「政府から示されている職場における安全対策(検査の活用等)」です。職員等の安全を図るために参考にしてください。

- ・職場における検査の更なる活用・徹底を図る。
- ・普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握する。
- 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養する社内ルールを徹底する。
- <u>出勤後に少しでも体調が悪い職員等が見出された場合や職員等が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その職員等に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。</u>
- 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に対してPCR検査等を速やかに実施する。
- ・抗原簡易キットの購入にあたっては、
- 連携医療機関を定めること
- 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
- 国が承認した抗原簡易キットを用いること

が必要。

・ これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照する。

https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf

(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

・ 職員等同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的なPCR検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。

- ・ テレワーク(在宅での勤務)、時差出勤通勤、ローテーション勤務(就労日や時間帯を複数 に分けた勤務)、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の導入を積極的に検討す る。
- ・ 遠隔地との会議については、必要に応じオンラインでの実施等を検討する。
- ・ 会議を開催する場合は、三密回避はもとより、換気と身体的距離の確保、時間を短くすること、マスク着用のそれぞれの徹底、必要最小限での開催など、基本的な感染防止策を徹底するとともに、必要に応じ、オンライン会議等を活用する。
- オフィスにおけるペーパーレス化、デジタル化を推進する。
- ④ 講座等の開催にあたって特に留意すべきこと
 - ・ 来館時に検温を通過していることを<u>前提とします。施設外での実施の場合は入口で検温を実施してください。</u>
 - ・ 直接手で触れることができる展示物等は展示しない。
 - ・ 施設内の各室ごとの人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じてください。
 - ・ 正しいマスクの着用について周知するとともに、咳エチケット及び会話の抑制を促すことについて徹底してください。
 - ・ マスクを着用している場合であっても、「大声は出さない」、「近距離での会話は避ける」、<u>「会話を短くする」</u>ことを促してください。特に、多数の者が集まり室内において大きな声を出すこと や歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるよう強く促してください。
 - 感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応してください。
 - ・ 速やかに別室等へ隔離してください。
 - 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護を確実に実施してください。
 - 感染が疑われる者が確認された部屋の換気を行ってください。
 - 保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受けてください。
 - 感染が疑われる者と接触した職員等及び来館者を把握し、保健所等への情報提供ができるよう 氏名及び緊急連絡先の名簿を作成してください。
 - <u>感染が疑われる人のその後の対応として、保健所の指示のもとで、帰宅または医療機関へ搬送</u> 手続きを行ってください。
- ⑤ イベントの開催にあたって特に留意すべきこと 《開催可否の判断について》
 - ・ 全国的または<u>広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なイベント</u>、または参加者が 1,000 人を超える大規模なイベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県及び<u>市町村</u> <u>に</u>相談して実施してください。
 - ・ <u>地域で行われる盆踊り等、全国的または広域的な人の移動が見込まれない行事等のイベントで</u> あって参加者がおおよそ把握できるものについては、名簿の非作成対応を含めて各市町村の対応

に準じて実施してください。

- ・ イベント開催のあり方については、地域の感染状況の変化等に応じて柔軟かつ適切に判断して ください。
- ・ イベントの収容人数は、対人距離を確保して、国の示す目安を上回ることのないようにしてく ださい。
- ・ イベントの実施にあたり、下記の事項について具体的な計画を立ててください。
 - (1 「身体的距離の確保」、2 「密集の回避」、3 「飲食の管理」、4 「発声の管理」、5 「催物前後の行動管理」、6 「連絡先の把握」の各事項)

<u>《開催時について》</u>

- ・ 来館時に検温を通過していることを<u>前提とします。施設外での実施の場合は入口で検温を実施</u> してください。
- ・ 直接手で触れることができる展示物等は展示しないでください。
- ・ 施設内の各室ごとの人数制限など、大勢の人数が滞留しないための措置を講じてください。
- ・ <u>正しいマスクの着用について周知するとともに、咳エチケット及び会話の抑制を促すことにつ</u>いて徹底してください。
- ・ マスクを着用している場合であっても、「大声は出さない」、「近距離での会話は避ける」、「会話 <u>を短くする」</u>ことを促してください。特に、多数の者が集まり室内において大きな声を出すこと や歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるよう強く促してください。
- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応してください。
- ・ 速やかに別室等へ隔離してください。
- 対応する職員等は、マスクや手袋の着用等適切な防護を確実に実施してください。
- ・感染が疑われる者が確認された部屋の換気を行ってください。
- 保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受けてください。
- 感染が疑われる者と接触した職員等及び来館者を把握し、保健所等への情報提供ができるよう 氏名及び緊急連絡先の名簿を作成してください。
- <u>感染が疑われる人のその後の対応として、保健所の指示のもとで、帰宅または医療機関へ搬送</u> 手続きを行ってください。

⑥ 施設管理

ア)館内

- ・ 正しいマスクの着用を徹底してください。
- ・ 清掃を徹底的に実施してください。
- ・ 換気を適切に実施してください。<u>換気をする場合には、空気の滞留等により換気が追いつかなくならないよう空気の流れを確認してください。外気温や構造等により、窓を開放した換気が</u>適当でない場合には、適切な空調設備を活用した常時換気を徹底してください。
- ・ <u>湿度 40%以上が望ましいため、必要に応じて適切な加湿を行うことに留意してください。ただし、換気も実施していることから外気湿度によっては達成が難しい場合があるため、可能な範</u>囲で実施してください。

- ・ <u>施設内共用部(出入口、休憩室、更衣室、食堂、喫煙室等)や、ウイルスが付着した可能性のある場所(トイレ、手すり、テーブル・椅子、調味料等)の定期的かつこまめな消毒を徹底し</u>てください。
- ・ 他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場を最低限にする工夫を行ってください。特に 高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、 PC のマウス、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど)に 留意してください。
- ・ 受付等において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより職員等と来館者との間を遮断し、 飛沫感染を予防する。また、透明ビニールカーテンを使用する際は、以下の点に留意してくださ い。
- 火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにしてください。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材(難燃性、不燃性、防炎製品など)を使用してください。
- 同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火の点では安全です。
- 不明の点があれば、最寄りの消防署に相談してください。
- ・ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉してください。
- ・ 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・ 清掃やゴミの廃棄作業を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行ってください。

イ) ロビー、休憩スペース(食事スペース、喫煙スペース等を含む。)

- ・ <u>会話が発生することが想定されるため滞在時の対人距離を確保し、</u>特に正対で対面しないようにしてください。<u>やむを得ず正対で対面する場合はアクリル板等で遮蔽してください。また、一</u> 定数以上が同時に滞在しないよう、収容人数を決めてください。
- ・ <u>食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは、会話を控えてください。会話する場合はマスクを着用してください。</u>
- ・ 常時換気を行ってください。
- ・ テーブル、椅子等の共用する物品の消毒を定期的に行ってください。
- ・ 入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行うよう促してください。

ウ)調理室

- ・ 混雑時の入場制限を実施してください。
- ・ 常時換気を行ってください。
- ・ 調理器具、食器、テーブル、椅子等の消毒を行ってください。

エ) トイレ

- ・ 不特定多数が接触する場所(便座、床、ドアノブなど)は、清拭消毒を行ってください。
- ・ 便器の蓋がある場合は、蓋を閉めて汚物を流すよう表示してください。
- 手洗を徹底してください。
- ・ 共通のタオルの利用を禁止し、ペーパータオルの設置、個人用タオル等の持参を徹底してくだ

さい。

- ・ <u>ハンドドライヤーについては、アルコール消毒その他適切な清掃方法により定期的に清掃した</u> 上で使用してください。
- ・ 順番待ちの行列ができる場合には、対人距離を確保した整列を促してください。なお、整列を させる場合には、列にマークを付ける等、対人距離が確保される整列を促してください。
- ・ 清掃者は必ずマスクと手袋を着用し、換気しながら清掃を行ってください。

オ) カウンター等の人と人が対面する場所

- ・ 人と人とが対面する場所(対面の販売所・カウンターなど)では、アクリル板や透明なビニールカーテン等を設置し三密の回避と身体的距離を確保するほか、<u>マスク着用と換気を徹底し、飛</u> 沫感染を防止してください。
- ・ 現金の受け渡しにはコイントレー等を活用し、手指が直接触れないようにしてください。

⑦ 飲食時

- ・ 飲食を行う場合は、感染防止策を実施した「飲食可能エリア」を設定してください。また、食事中以外のマスク着用を徹底してください。
- ・ 座席配置は対人距離を確保してください。
- ・ 会話が発生することが想定されるため滞在時の対人距離を確保し、特に正対で対面しないよう にしてください。やむを得ず正対で対面する場合はアクリル板等で遮蔽してください。
- ・ 対人距離を確保した座席配置等により、一定数以上が同時に滞在しないようにしてください(利 用時間をずらす工夫を含む)。

⑧ 飲食物を提供する場合 (カフェテリア等)

- 接客時共通事項
 - 料理は個々に提供してください。鍋料理や盛り合わせ料理などは、取り分けた状態で提供するなど工夫をしてください。
 - <u>- スプーン、箸などの食器の共有、使い回しは避けるよう、掲示などにより注意喚起してくだ</u>さい。
 - <u>- 可能な範囲で職員等と来館者との間隔を保ち、注文を受ける際は、正面に立たないように注</u> 意してください。職員等と来館者との会話が想定される場合も同様としてください。

• 座席配置共通事項

- 座席は密着しないように適度なスペースを空けるか、パーティション(アクリル板等)を設置するなどし、正面及び横並びで座る人に飛沫が飛ばないよう配慮してください。
- <u>-</u> テーブル席はテーブル同士で対人距離を保った配置としてください。また、他グループとの相席は回避してください。

⑨ 広報・周知

- ・ 職員等及び来館者に対して、以下について周知してください。
 - 対人距離の確保の徹底
 - 正しいマスク着用、咳エチケット、会話の抑制、手洗い・手指の消毒の徹底
 - 健康管理の徹底
 - 差別防止の徹底
 - 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針の徹底
- 本ガイドラインに沿う取組を行う旨を施設のホームページや掲示物等で公表してください。

<u>⑩ チェックシート</u>

・ ガイドラインの要点をまとめたチェックシート(別添)を活用し、感染防止策を徹底してくだ さい。項目は必要に応じて適宜追加等してください。

【5. 施設における公演等の開催に際して、公演主催者が講じるべき具体的対策】

施設において、コンサートや演劇、講演会等の公演等(以下「公演等」という。)が開催される場合には、以下の措置を講じることとし、その際、措置を講じるべき主体は、公演の主催者(以下、「公演主催者」という。)であることに留意し、施設管理者の協力の下、実施することとしてください。

ア) 公演前

- ・ 各回の公演等ごとに、当該公演等の来場者(以下「公演来場者」という。)の氏名及び緊急連絡 先を把握し、名簿を作成してください。また、公演来場者に対して、名簿の情報が感染者の確認 等に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り 扱ってください。
- ・ 新型コロナウイルス接触確認アプリ等(厚生労働省のCOCOAや自治体独自の通知アプリ、 QR コードを活用したシステムを含む)の利用を推奨し、その旨を事前に来館者等に周知してください。アプリを機能させるため、「電源は落とさずBluetoothを有効にする」ことを促してください。また、各自治体や各施設で個別に導入している通知サービスがある場合は、その登録を促してください。
- ・ 公演等のスタッフ(以下「公演スタッフ」という。)の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成してください。また、公演スタッフに対して、名簿の情報が感染者の確認等に応じて保健所等の公的機関へ提供されることを事前に周知するなど、個人情報を適切に取り扱ってください。
- ・ 公演スタッフは、平熱+1度以上の発熱や、<u>息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさや、咳・咽頭痛などの症状が確認された場合</u>は、自宅待機としてください。そして、<u>保健所等への連絡や医療機</u>関の受診を促し、診断結果等の状況を施設責任者が把握してください。
- ・ 正しいマスクの着用、咳エチケットの遵守、手洗い・手指の消毒を徹底してください。
- ・ 本ガイドライン及びこれを踏まえた現場の対応方針を、公演スタッフ全員に周知し、徹底して ください。

本ガイドラインに沿う取組を行う旨を施設のホームページや掲示物等で公表してください。

イ) 公演等当日

- ・ 公演来場者の感染防止策として以下の措置を講じてください。
- 体温管理(入場時の検温実施等)、衛生管理等を実施してください。
- 有症状を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等により有症状者の入場を確実に防止してください。
- <u>正しい</u>マスクの着用について周知するとともに、<u>咳エチケット及び会話の抑制を促すことにつ</u>いて徹底してください。
- <u>・マスクを着用している場合であっても、「大声は出さない」、「近距離での会話は避ける」、「会話を短く切り上げる」ことを施設内に掲示等を行うことで周知してください。</u>特に大声を出す行為については、個別に注意等を行ってください。また、マスクを着用していない場合は個別に注意等を行ってください。
- マスクを持参していない場合は公演主催者より配布する等対応してください。
- 石けんと流水による手洗いを徹底し、設内にアルコール等の手指消毒液を設置してください。
- 座席は原則として指定席としてください。
- 座席は対人距離を確保して配置してください。
- 舞台から公演来場者の間隔を最低2m確保するとともに、演者間の感染リスクが低減される措置を講じてください。また、演者間での感染リスクへ対処してください。
- 演者等と公演来場者が公演中・公演前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じると ともに、接触が防止できないおそれがある公演等については開催を見合わせてください。
- 公演等中の来場者同士の接触は控えるよう周知してください。
- 公演等に限定したチケット窓口を設置して対面で販売を行う場合及びグッズ販売等は、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽して実施してください。またはオンライン販売で実施してください。
- ・ 入退場時には、対人距離を確保した整列を促すことや、人が密集しないように時間差入退場等の工夫を行ってください。<u>なお、整列をさせる場合には、列にマークを付ける等、</u>対人距離が確保される整列を促してください。
- ・ 公演等の前後及び休憩中等に、会場内の換気を行ってください。
- ・ 人員の配置や導線の確保等により、休憩時間や待合場所等での密集を回避してください。
- 入待ち及び出待ちは控えるよう呼びかけてください。
- ・ 公共交通機関・飲食店での密集を回避するために、交通機関・飲食店等の分散利用について注意喚起してください。
- ・ 退場時に来場者に対し、公演等後2週間以内に感染が疑われる症状が出た場合に公演主催者に 連絡をするよう周知してください。<u>また公演主催者はその事実が判明した場合は、保健所に相談</u> し、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行うとともに、該当する公 演を実施した施設に連絡してください。
- ・ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限してください。
- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応してください。

- 施設にその旨を伝えてください。
- 速やかに別室等へ隔離してください。
- 対応する公演スタッフ等は、マスクや手袋の着用等適切な防護を確実に実施してください。
- 感染が疑われる者が確認された部屋の換気を行ってください。
- 保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受けてください。
- 感染が疑われる者と接触した職員等及び来館者を把握し、保健所等への情報提供ができるよう 氏名及び緊急連絡先の名簿を作成してください。
- 症状が重篤な場合は、保健所の指示のもとで、医療機関へ搬送手続きを行ってください。

ウ) 公演スタッフの感染防止策

- ・ 公演スタッフ等に対して定期的な検温や健康記録を促してください。特に個人の平熱+1度以上の発熱や、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさや、咳・咽頭痛、味覚障害・嗅覚障害などの症状が確認された場合は、自宅待機としてください。そして、必要に応じて保健所等への連絡や医療機関の受診を促し、診断結果等の状況を施設責任者が把握し、記録してください。
- ・ 正しいマスクの着用、咳エチケットの遵守、手洗い・手指の消毒を徹底してください。
- ・ 公演中に滞在する公演スタッフ等は、公演の管理運営に必要な最小限度の人数とするなど、人 員配置を工夫してください。
- ・ 公演スタッフ等に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。
- ・ 車両内部や共同生活空間でも正しいマスクの常時着用、大声や長時間の会話を控えること、換 気の徹底、可能な限り対人距離の確保等を図ってください。

<u>以下の囲みは、「政府から示されている演者における感染リスク対応(検査の活用等)」です。演者</u>を含めた公演スタッフ等の安全を図るために参考にしてください。

- ・ 演者に対する検査の更なる活用・徹底を図る。
- 少しでも体調が悪い演者が見出された場合や演者が発熱など軽度の体調不良を訴えた場合、その演者に対し、抗原簡易キットを活用して検査を実施する。
- 抗原簡易キットでの検査結果が陽性であった場合、保健所の了承を得た上で、「接触者」に 対してPCR検査等を速やかに実施する。
- ・抗原簡易キットの購入にあたっては、
 - 連携医療機関を定めること
 - 検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること
 - 国が承認した抗原簡易キットを用いること が必要。
- これら具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照。

https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf

(令和3年6月25日事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について」)

https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf

(令和3年8月13日事務連絡「職場における積極的な検査の促進について」)

・ 従業員同士の距離が近いなど密になりやすい環境(労働集約的環境)、一般的な感染防止 措置を行うことが困難な場合など、クラスター発生の危険性が高い職場環境では、定期的な PCR 検査の活用も有用であるので、導入を積極的に検討する。

- 【6. 著しい感染減少期における規制緩和の取り扱いについて】
- 「3. リスク評価」の「④地域における感染状況のリスク評価」について、当該地域の生活圏及びその周辺※1において、概ね10日以上継続して感染者が確認されない等、感染リスクの低下が顕著であり、<u>都道府県からの要請及び市町村の方針を前提として</u>制限緩和に支障がないと判断された場合※2には、ガイドラインに示す十分な対策を行うことにより、以下の①~②に示すとおり制限を緩和します。
- ※1 日常生活の上で、主として「人の動き」、「人の流れ」において、感染者が発生した地域と密接に繋がり、感染の可能性が著しく上がると考えられる範囲のことです。「その周辺」としているのは、 隣接地域の状況を注視することが重要と考えるためです。
- ※2 感染の拡大の可能性が抑えられた状態であり、感染発生時にも自治体や関係機関において、十分 な制御が可能である状態のことを想定しています。
 - ①「対人距離」と「座席の配置」の取り扱いについて
 - ア)対人距離
 - (現行) 最低 $1 \, \text{m}$ (できるだけ $2 \, \text{m}$ を目安に) が必要。 ただし、家族等の日頃から生活を共にする 集団においては、乳幼児等をだっこするなどは例外。
 - (緩和) 密が発生しない (最低限人と人が接触しない) 程度の間隔を確保することが必要。ただし、 大声での歓声、声援等が想定される場合等は除外。
 - イ)座席の配置
 - (現行) 座席の配置は対人距離に準じています。
 - (緩和)座席の配置は「ア)対人距離」に準じて、緩和して取り扱います。
 - ②「講座等の開催にあたって特に留意すべきこと」の取り扱いについて
 - (現行) マスクを着用している場合であっても、「大声は出さない」、「近距離での会話は避ける」、 「会話を短くする」ことを促してください。特に、多数の者が集まり室内において大きな 声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるよう強く促し てください。
 - (緩和) 室内で近距離及び長時間の会話を避け、マスクの正しい着用、三密の回避、換気等の十分 な対策を講じた上で実施してください。また、不要な大声を出さないことを促してくださ い。

公民館における新型コロナウイルス感染症の拡大防止チェックシート

1. 手洗いの徹底・マスクの着用

- □ 正しいマスクの着用及び咳エチケット・会話の抑制を周知し、徹底している。
- □ 消毒備品等を各所に設置し、来館者・職員等に手洗いや手指消毒の徹底を周知している。
- □ 共用タオル等を使用しない、施設共用部の消毒を徹底するなど、衛生管理を徹底している。

2. ソーシャルディスタンスの確保(最低1m、できるだけ2mの距離を保つ)

- □ 対人距離を確保した整列を促し、列にマークを付ける等の混雑を回避している。
- □ 会話が発生する場所は、正対で対面しないようにするか、アクリル板等で遮蔽している。
- □ マスクを着用している場合であっても、「大声は出さない」、「近距離での会話は避ける」、「会話を 短く切り上げる」ことを施設内に掲示等し、周知を徹底している。

3. 「3つの密(密閉、密集、密接)」を避けた行動

- □ 三密が予想される場合、整理券の配布や入場者数・滞在時間の制限等を行っている。
- □ 換気を適切に実施している。窓の開放が適当でない場合等は、適切な空調設備を活用し常時換気 を徹底している。また、必要に応じて適切な加湿(湿度40%以上)を行っている。
- □ 車両内部等でも正しいマスクの常時着用、大声の回避や会話を控えること、換気の徹底、可能な 限り対人距離の確保等を図っている。

4 施設の清掃・消毒

- □ 複数の人が触れる場所や物品を極力減らし、難しい場合はこまめに清掃・消毒している。
- □ 鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して捨てるようにしている。
- □ 清掃・ごみ回収は手袋・マスクを着用し、事後に手洗い・手指消毒を徹底している。

5. 来館者・職員等の体調管理

- □ 来館時に検温を実施し、有症状者(発熱、風邪、味覚臭覚の異常等の症状)は入場を回避するなどの取組を行っている。
- □ 職員等に対して定期的な検温や健康記録を促している。
- □ 有症状、体調不良の職員等には休養を促し、自宅待機としている。
- □ 所轄の保健所の確認や参加者の把握など、感染者等の発生に備えた取組を行っている。

6. イベントの開催

- □ 参加者に対し、大声(発声、歌唱、声援等)を出さない等の注意事項を予め明示している。
- □ 参加者が順守すべき事項は、会場内において、各所への掲示やアナウンス等で周知している。
- □ イベントの実施にあたり、「身体的距離の確保」、「密集の回避」、「飲食の管理」、「発声の管理」、「催物前後の行動管理」、「連絡先の把握」の各事項について具体的な計画を立てている。
- □ 参加者・公演スタッフの氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成している。

7. 飲食時(飲食提供時)

- □ 食事等でマスクを着用しないときは、会話を控えるよう、また、会話する場合はマスクを着用するよう周知徹底を図っている。
- □ 料理は大皿を避け個々に提供する、盛り合わせ料理等も取り分ける等の工夫を行っている。
- □ 相席を避ける、対面する場合はアクリル板等で遮蔽する等の工夫を行っている。

8. その他ガイドラインの徹底

□ 上記以外に、公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを参照し、感染拡大 防止の取組を徹底している。

※項目は必要に応じて適時追加等してください。